

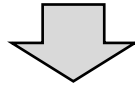
○主な改正内容について

①駐車施設の附置が必要な建築物

【改正前】算定基準面積が 500 m²を超える建築物

算定基準面積＝特定用途の延床面積（m²）＋非特定用途の延床面積（m²）×1/4

- (1) 特定用途：駐車場法施行令第18条に規定する下記の用途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、
展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、
ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、
卸売市場、倉庫、工場
- (2) 非特定用途：特定用途以外の用途



【改正後】算定基準面積が 500 m²を超える建築物

算定基準面積＝特定用途（**共同住宅を除く**）の延床面積（m²）
＋**共同住宅又は**非特定用途の延床面積（m²）×1/4

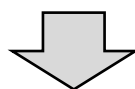
- (1) 特定用途：駐車場法施行令第18条に規定する下記の用途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、
展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、
ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、
卸売市場、倉庫、工場、**共同住宅**
- (2) 非特定用途：特定用途以外の用途

※駐車場法施行令の改正により、共同住宅が特定用途に変更となりましたが、条例改正により、共同住宅は従前どおり非特定用途と同様の基準で附置する駐車施設の台数（以下、「附置義務台数」という）を計算します。

②附置義務台数

【現行】

- ①規模：1台につき、幅2.3m以上、奥行5m以上
台数：附置義務台数から②の台数を除いた台数
- ②規模：1台につき、幅2.5m以上、奥行6m以上
台数：附置義務台数の30%の台数
(小数点以下切り上げ)
- ③規模：1台につき、幅3.5m以上、奥行6m以上
台数：②で計算した台数のうち少なくとも1台以上



【改正後】

- ①規模：1台につき、幅2.3m以上、奥行5m以上
台数：附置義務台数から②の台数を除いた台数
- ②規模：1台につき、幅2.5m以上、奥行6m以上
台数：附置義務台数の30%の台数
(小数点以下切り上げ)
- ③規模：1台につき、幅3.5m以上、奥行6m以上
台数：②で計算した台数のうち下記の区分に応じ、当該各号に定める台数
 - (1) 附置義務台数が200台以下の場合 附置義務台数に100分の2を乗じて得た台数以上
 - (2) 附置義務台数が200台以上の場合 附置義務台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数以上

※改正内容全てについては、改正後の条例をご覧ください。